

## フランスの海賊党と 2012 年国民議会選挙

### French Pirate Party and Legislative Election in 2012

長塚 真琴\*

Makoto Nagatsuka

Email: [ngtk@dokkyo.ac.jp](mailto:ngtk@dokkyo.ac.jp)

フランスの海賊党(Partie pirate, PP)は 2006 年 6 月 21 日に創設された。著作権法や情報法のインターネット関連の改正を批判しつつ党勢を拡大し、現在では党員数 1,000 名に近い。2012 年の国民議会選挙に 101 名の候補者を送り込んだが、得票率 1%を超えたのは 24 名のみ(うち 2 名が 2%超)であり、選挙には敗北したと受け止められている。しかし、選挙を通じてテレビに露出したことにより、インターネットをあまり使わない人々にも、PP の存在は知られ始めたと考えられる。

French Pirate Party (Partie pirate, PP) was founded on June 21st 2006. PP presents its opinion against recent reforms of French copyright law and other information laws. About 1,000 PP members exist now. There were 101 PP candidates for the Legislative Election in 2012. PP is reputed as a loser because only 24 candidates got over 1% of vote, and only 2 of them got over 2%. But through the campaign, it appeared in the TV. I suppose that PP has been known even outside Internet.

---

\*: 獨協大学法学部



## 1. フランスの海賊党(Partie pirate, PP)

海賊党という名の新興の政党が、欧州を中心に各国で注目を集めている。その党名は著作物やレコードの海賊版に由来し、非営利目的のファイル共有を合法化せよという主張を党の出発点とする。私企業による知の独占に反対する見地から、特許制度にも鋭い批判を展開する。

海賊党は2006年1月1日にスウェーデンで誕生し、国際的なネットワークをもっている<sup>1</sup>。とりわけドイツで勢力を伸ばしており、2012年4月の世論調査では、全政党中央3位となる支持率13%を得た<sup>2</sup>。ドイツにおける海賊党の主張や、その躍進するさまは、日本でも繰り返し紹介されている<sup>3</sup>。

フランスにも、2006年6月以来、海賊党 (Partie pirate、以下PPという)が存在する。しかし、それに関する日本語の情報は乏しい。そこで本稿では、PP公式サイト(<https://www.partipirate.org/>)や、PPが2012年の国民議会(下院)選挙のために特設したウェブサイト

(<http://legislatives.partipirate.org/2012/>。以下、PP2012選挙サイト)を主な資料として、この選挙における動きを中心に、PPに関する情報を提供する。

PPは、スウェーデンにおける海賊党そのものの創立からほどなく、2006年6月21日に誕生した<sup>4</sup>。当時フランスでは、「情報社会における著作権と著作権隣接権に関する2006年8月1日の法律2006-961号」(通称DADVSI法)<sup>5</sup>をめぐる、グローバル・ラ

イセンスによるダウンロード合法化や、DRM(技術的保護手段)と互換性の確保等について、ネットユーザーの間で議論が交わされていた<sup>6</sup>。

その後2007年には、PPの分派として「フランス海賊党歴史派」(Partie pirate français canal historique, PPFCH)が結成された。また、PPとは別にパリ政治学院の学生が作ったもう1つの「フランス海賊党」(Partie pirate français, PPF)も、存在したことがある。PP、PPFCH、PPFの3つが併存した時期もあったが、2009年の夏から9月の終わりにかけて、PPFCHとPPFが相次いでPPに合流した<sup>7</sup>。

PPは、「アソシエーション契約に関する1901年7月1日法」(通称1901年法)に基づく、法人格を有する非営利団体である<sup>8</sup>。2012年10月25日現在、党員数は984名を数える<sup>9</sup>。本部はパリ3区のレピュブリック広場に面する場所にあり<sup>10</sup>、地方の活動拠点のうち主要なものは、アルザス、アキテーヌ、ブルターニュ、イル・ド・フランス、ミディ・ピレネー、ポワトゥー・シャラント、レユニオン(海外県)、そしてローヌ・アルプである<sup>11</sup>。

PPは2名の者に共同代表されている。そのうちの1名はマクシム・ルケといい、2009年に入党した1985年生まれの情報技術者である<sup>12</sup>。

海賊党はどの国でも、国会や地方議会での議席獲得を試みる。PPにとって初めての選挙は、2009年9月20日のイヴリーヌ(Yvelines)第10選挙区国民議会補欠選挙であった。イヴリーヌはパリ郊外西側の

(<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000266350>).

<sup>6</sup> 井奈波朋子「フランスにおける情報社会指令の国内法化について(正統)」コピライト541号26頁・545号48頁(共に2006年)。井奈波氏のプロフィールページ(<http://www.itlaw.jp/inaba.html>)からも入手可能(<http://www.itlaw.jp/CRIC200605.pdf>)。

<sup>7</sup> フランス語ウィキペディアの「海賊党(フランス)」のページ([http://fr.wikipedia.org/wiki/Parti\\_pirate\\_\(France\)](http://fr.wikipedia.org/wiki/Parti_pirate_(France)))内「フランスで過去に知られた海賊党運動」の項。また、Julien L.「レミ・セリジアニのフランス海賊党解散(最新情報)」(<http://www.numerama.com/magazine/14087-fermeture-du-parti-pirate-francais-de-remy-ceseriani-maj.html>)。なお、フランス語ウィキペディアのPPのページには詳細な注がついており、注では、PPとその関係者や有力ネットメディアなどが作成したウェブページ(現存しないものはキャッシュ)を参照している。記述の信頼性は高いと考えられる。

<sup>8</sup> 1901年法については大村敦志『フランスの社交と法』(有斐閣、2002年)186頁以下。ウェブ上では「フランスのNPO」([http://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2004\\_8/france\\_01.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_8/france_01.htm))。

<sup>9</sup> PP公式サイトより「党員統計」(<https://www.partipirate.org/spip.php?article129>)、さらにその中の「統計概要」([http://www.partipirate.org/stats/global\\_stat.txt](http://www.partipirate.org/stats/global_stat.txt))。

<sup>10</sup> PP公式サイトより「法定記載事項」(<https://www.partipirate.org/spip.php?article107>)。

<sup>11</sup> PP公式サイトより「地方拠点」(<https://www.partipirate.org/spip.php?rubrique8>)。

<sup>12</sup> 本人のブログより「自己紹介」(<http://partipirate.org/blogs/maxime-rouquet/a-propos/>)。

<sup>1</sup> PPが2012年の国民議会選挙のために特設したウェブサイト(<http://legislatives.partipirate.org/2012/>。以下、PP2012選挙サイト)より「短い紹介」(<http://legislatives.partipirate.org/2012/breve-presentation/>)。同じく「その歴史」

(<http://legislatives.partipirate.org/2012/son-histoire/>)。日本にも海賊党を名乗る運動はみられるが、目下のところ、2012年10月10日に東京都選挙管理委員会に設立届出をした日本海賊党(<http://www.piratepartyjapan.org/>)が最も組織的に活動しているようである。なお、すべてのウェブサイトについてURL最終確認は2012年12月15日。

<sup>2</sup> 共同通信「独の海賊党、支持率3位に躍進 泡沫から台風の目に」(<http://www.47news.jp/CN/201204/CN2012041301001780.html>)、heatwave「ドイツ海賊党、世論調査で第三党に」(<http://peer2peer.blog79.fc2.com/blog-entry-1882.html>)。

<sup>3</sup> 福井健策『「ネットの自由」vs.著作権—TPPは、終わりの始まりなのか?』(光文社新書、2012年)174頁以下、一柳慶「若者世代の圧倒的支持を受ける新党『海賊党』—既成政党への不満を受け、地方議会で大躍進〔ドイツ〕」週刊金曜日898号(2012年6月8日)15頁、「ドイツの命運握る『海賊党』—全欧的広がりの『先駆』か」選択38巻5(通巻447)号(2012年5月)16~17頁、日本経済新聞2012年7月20日など。

<sup>4</sup> PP2012選挙サイトより「その歴史」(<http://legislatives.partipirate.org/2012/son-histoire/>)。

<sup>5</sup> これは、2001年のEU情報社会指令を国内法化するための著作権法改正法である。Loi n° 2006-961 du 1 août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information

県で、県庁所在地はルイ14世の宮殿で有名なヴェルサイユである。このときは、ルケが党に候補者擁立を促し、自ら立候補した<sup>13</sup>。ルケは第1回投票で得票率2.08%を得たが、得票数は472票で、そもそも投票率が22.76%の選挙であった<sup>14</sup>。

PPがこの選挙に臨んで重視したのは、通称 HADOPI法への賛否である。HADOPI法はフランス版スリーストライク法といわれ、違法ダウンロードを繰り返すIPアドレスの所有者を、三段階の手順を踏んで刑事司法手続に委ね、懲役・罰金・ネット接続遮断を選択的に組み合わせた法的制裁を科すものである。HADOPI法は、「インターネット上における創作の伝播と保護を奨励する2009年6月12日の法律2009-669号」(通称HADOPI 1)と、「インターネット上における文学的美術的所有権の刑事的保護に関する2009年10月28日の法律2009-1311

号」(通称HADOPI 2)とに分かれる<sup>15</sup>。補欠選挙は、HADOPI 2の法案が成立する2日前におこなわれたことになる。

さて、ルケが落選し、上位2名による決選となった第2回投票では、緑の党の候補者はもちろん、与党・国民運動連合(UMP)の現職候補者までもがHADOPI法に反対していたため、PPはどちらへの投票を呼びかけることもなかった。そして、UMPの候補者が5票差で辛勝した<sup>16</sup>。

ところが、この選挙は翌2010年5月20日に憲法評議会で無効とされ、7月4日に再投票がおこなわれた。ルケは再出馬したが、今度は選挙運動を最低限

にとどめたため、第1回投票で得票率0.66%の178票しか得られなかった。

第2回投票に際しPPは、UMPの候補者が2009年の再選後、「国内治安向上の指針と計画に関する2011年3月14日の法律2011-267号」(通称LOPSSI 2)<sup>17</sup>に賛成していたことに抗議し、対立候補に投票するよう呼びかけた。結果は、緑の党の候補者が逆転勝利し、このときは15,109票対14,104票という、より大きな差がついた。

その後、2010年にはイル・ド・フランス地域圏の議会選挙があり、2011年には各地で県議会の小選挙があったが、PPは候補者を出すことができなかった<sup>18</sup>。

## 2. 2012年国民議会選挙とPP

2012年には国民議会選挙があり、6月10日に第1回投票が、17日に第2回投票がおこなわれた<sup>19</sup>。PPは101の異なる選挙区に、101名の候補者を送り込んだ<sup>20</sup>。地域圏別に候補者の人数をみると、パリを擁するイル・ド・フランスが44名と最も多く、PP共同代表のルケも、イヴリーヌ第10選挙区にまた出馬している。パリは18の選挙区に分かれており、PPはそのうち第3と第5を除く16の選挙区に候補者を出している。地方で候補者の多い地域圏としては、リヨンのあるローヌ・アルプとドイツに接するアルザスが各10名で並び、トゥールーズのあるミディ・ピレネーが8名でこれに続く。いずれも、PPの有力な地方活動拠点のある場所である。本稿の末尾に、

Toxicodeという民間企業の発表したPPの選挙結果の図(在外フランス人選挙区は含まない)を掲載した(図1)<sup>21</sup>。図1で、色が塗られているのが、PPの候補者のあった地域である。

<sup>17</sup> ネット上のID盗用や児童ポルノサイトの取締強化等が盛り込まれている。上院のサイトに紹介と条文へのリンクがある(<http://www.senat.fr/dossier-legislatif/pjl09-292.html>)。日本語では、兎園「番外その32：フランスのコンピュータ犯罪関連連法制」(<http://fr-toen.cocolog-nifty.com/blog/2011/05/post-6b4b.html>)が詳しい。

<sup>18</sup> 前掲注14。

<sup>19</sup> 在日フランス大使館サイト内「フランス国民議会選挙のしくみ」(<http://www.ambafrance-jp.org/spip.php?article5525>)によれば、海外県・海外領土や在外フランス人の選挙区を含む577の選挙区で、577名の議員を単記2回投票制で選出する。なお、2回投票制とは、第1回投票で過半数を得た候補者がいない限り、上位2名で決選投票をおこなうことである。

<sup>20</sup> 一覧表はPP2012選挙サイトより「2012年6月の国民議会選挙PP候補者公式リスト」(<http://legislatives.partipirate.org/2012/liste-officielle/>)。

<sup>21</sup> Toxicodeは、パリ近郊にあるウェブ制作や市場調査の会社である。図1は[http://www.toxicode.fr/elections\\_2012](http://www.toxicode.fr/elections_2012)の5番目にあり、クリエイティブ・コモンズライセンスのうち、CC-BY-SA(表示・継承ライセンス)に基づき提供されている。CC-BYについては注32を参照。SAは、二次的著作物も原著物と同じ配布条件に従わせることである。

<sup>13</sup> 同上。

<sup>14</sup> 前掲注7のフランス語ウィキペディアの「海賊党(フランス)」のページのうち「イヴリーヌ第10選挙区補欠選挙」の項。

<sup>15</sup> 前者は著作権法を改正し違法ダウンロード監視機関HADOPIを創設するものであり、後者はHADOPI1のネット接続遮断手続等が憲法院で違憲とされたことに対応して制定された。いずれもHADOPI公式サイト内「法律の条文」のページから参照可能

(<http://www.hadopi.fr/actualites/textes-juridiques/textes-legislatifs>)。日本語による紹介として、井奈波朋子「三振ルールで揺れるフランス」コピライト583号(2009年)28頁(または前掲注6のサイトより<http://www.itlaw.jp/HADOPI.pdf>)、永澤亜季子「フランス大統領選と違法DL取り締まり—HADOPIの終焉」

([http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/20120524\\_nagasawa.html](http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/20120524_nagasawa.html))が詳しい。ちなみに、2012年9月13日に最初の有罪判決が出たが、同居人の違法ダウンロードを放置していたIPアドレス所有者に1500ユーロの罰金を科すものであったため、物議を醸している(日本語の紹介、heatwave「仏スリーストライク法：違法ダウンロード者の同居人にHadopi初の有罪判決が下される」

(<http://peer2peer.blog79.fc2.com/blog-entry-1883.html>)。PPは翌日、公式サイトにルケのビデオメッセージを出し、「自らのアカウントがファイル共有に使われないよう監視するのは不可能」「複数の(ダウンロード監視機関であるHADOPI自身のものも含めた)研究によれば、最もファイル共有する者は、一方で最もコンテンツにお金を払っている」と、判決を批判している。「Hadopi：初の有罪判決、初の反対声明」(<https://www.partipirate.org/spip.php?article151>)。

<sup>16</sup> 前掲注14。

候補者はどんな人たちか。PP2012選挙サイトには地域圏ごとのリストがあり、顔写真(掲載は任意)や選挙運動ブログへのリンク等がある<sup>22</sup>。例えば、リヨン第2選挙区から出たニコラ・ギヤールは28歳の中学数学教諭<sup>23</sup>、在外第7選挙区から出たイザベル・ロバン(Isabelle Robin)は、1961年生まれの幼稚園教諭である<sup>24</sup>。この2名はいずれも、教育者として知の共有に賛成し、PPに関与するようになった。こうした、いわば政治の素人である候補者のため、PP2012選挙サイトでは、立候補に際して必要な作業や、そのための資金について、詳細に案内している。

それをみると、フランスでは本当に誰でも、国民議会議員に立候補できることがわかる。フランスには供託金制度はなく、候補者は、自分の名前を印刷した投票用紙を作成して公約資料といっしょに有権者に郵送し、投票所にも備え付ける。有権者は投票所で、意中の候補の投票用紙を投票箱に入れる<sup>25</sup>。投票用紙・公約資料・ポスターの作成費とそれらの郵送費は候補者が負担しなければならないが、それらをウェブ上に置くだけにすれば(投票用紙は印刷して持ってきてもらう)、資金ゼロでの立候補も可能であるという<sup>26</sup>。

PPの候補者自身が作成した、手作り選挙の雰囲気をよく伝える動画がある。アルザス地方のコルマルなどを含むオー・ラン第1選挙区から出たアントワヌ・ヴァルター(24歳の水道技師でミュージシャン)が公開したものである。彼が立候補を決意し、県庁でたくさんの書類をもらって候補者となり、ウェブサイトを作ったりポスターを貼ったりする様子が生き生きとまとめられている<sup>27</sup>。

PPはこの選挙に際し、5つの主要綱領を公表している。それらは、(1)営利目的以外のインターネット上のファイル共有の合法化、(2)行き過ぎた個人情報電子的記録化への反対、(3)司法の独立性確保、(4)政治活動の透明性確保、(5)行政情報の開示である<sup>28</sup>。

<sup>22</sup> PP2012 選挙サイト内「あなたの候補者」(<http://legislatives.partipirate.org/2012/vos-candidats/>)の最上部にある「地域圏別検索」(Recherche par région)。

<sup>23</sup> 本人のブログより「候補者紹介」(<http://nicolasguyard.wordpress.com/votre-candidat-nicolas-guyard/>)。

<sup>24</sup> 本人のウェブサイトより「横顔」(<http://www.piratrice.eu/html/portrait.html>)。

<sup>25</sup> 小林晶子「2012年フランス大統領選挙について」自治体国際化フォーラム2012年8月号21頁以下([http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf\\_274/05\\_kaigai01.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_274/05_kaigai01.pdf))は、フランスでの投票の様子を日本語で伝えている。

<sup>26</sup> PP2012 選挙サイトより「選挙資金プラン一覧表」(<http://legislatives.partipirate.org/2012/grille-des-forfaits/>)。

<sup>27</sup> PP 公式サイト内「キャンペーン動画」(<https://www.partipirate.org/spip.php?article51>)より再生リスト3番目の動画「つまり俺、国会議員候補」。なおヴァルターのブログは<http://antoinewalter.fr/>である。

<sup>28</sup> PP2012 選挙サイトより「綱領の重要テーマ」(<http://legislatives.partipirate.org/2012/themes-nationaux/>)。公共放送フランス・テレビジョンの特設ページ(<http://www.francetv.fr/2012/thematiques/campagne-offici>

5つのそれぞれについてPP2012選挙サイトに詳しい説明が書かれているが、「ファイル共有の合法化」のページは、実質的に、PPの著作権法政策提案を包括的に示している。それはさらに、5つの視点に分かれている。すなわち、①市民どうしが非営利目的でおこなうファイル共有の合法化、②作品レパトリーへの商業的アクセスの公平化、③文化的収益の透明化、④芸術的制作活動の支援、⑤その他の著作権緩和策である。

このうち視点①に関しては、DADVSI法やHADOPI法によって導入されたファイル共有を妨げる規定を廃止し、二次的著作物も含めてファイル共有を合法化することが提言されている。その根拠として、ファイル共有によって創作者に損害は生じていないこと、最も共有する人は一方で最もコンテンツを買っていることなどが挙げられている。また視点②に関しては、集中管理団体の作品レパトリーへのアクセス開放(視点③と相互補完関係)と、DRMの禁止とが提言されている。視点③に関しては、集中管理システムを白紙に戻すこと、著作者と実演家のための徴収・分配を私的な団体ではなく公的機関に委ねること、管理・分配の細則を見直して公表すること、概算額で示されている分配額に詳しい内訳を併記すること、私的録音録画補償金制度を廃止すること(視点④と相互補完関係)が提言されている。視点④に関しては、一般からのメセナ出資に支えられたオープンで自由なプラットフォームを実現すること、HADOPI等の機関によって無駄遣いされている資金をこのプラットフォームを通じて再分配することが、提言されている。視点⑤に関しては、パブリック・ドメインの私有化を許さないこと、著作権保護期間を短縮すること、著作権保護期間を公表時から起算すること、注文による、あるいは創作性を欠く作業成果に関する著作権保護を廃止することが提言されている<sup>29</sup>。

また、特許制度に関する提言は、数式やソフトウェア、生物などに対する特許を禁止し、特許によらない科学研究支援の方策を講ずることなどである。こちらは主要綱領には含まれず、より網羅的な綱領全文にだけ登場する<sup>30</sup>。

PPは、綱領とは別に、PPの主張と「互換性のある」政策を発表している<sup>31</sup>。これは、綱領には載せないが、

elle)によれば、PPは少なくとも5月29日、6月7日、6月13日に政見放送を流した。それらの動画を見ると、5つの主要綱領は目立つように画面に表示され、そのうちいくつかは党員によって解説されている。

<sup>29</sup> PP2012 選挙サイトより「ファイル共有の合法化」(<http://legislatives.partipirate.org/2012/legalisation-du-partage/>)。

<sup>30</sup> PP2012 選挙サイト内「我々の綱領」(<http://legislatives.partipirate.org/2012/notre-programme/>)のうち「特許制度と独占」(Systeme de brevets et monopoles)。

<sup>31</sup> PP2012 選挙サイトより「その他の政策」

PPの候補者が掲げることを妨げない政策であり、金融取引課税、ベーシック・インカム保障、脱原発、結婚とは無関係に家族としての法的地位を公証する制度の創設など、左派的な主張が目立つ。その中に、著作権保護を望む者には有償の法定寄託を義務付け、それがない場合（アマチュアの著作物の大部分）は強制的にクリエイティブ・コモンズのCC-BYライセンス<sup>32</sup>に従わせるという、著作権の保護要件を根底から問い直す主張があるのが興味深い。

第1回投票の結果はどうだったか。候補者101名のうち得票率1%に届いたのは全体の4分の1弱の24名であった<sup>33</sup>。これは、注21で前出のToxicodeやメディアからは、敗北と受け止められている<sup>34</sup>。というのも、政党は、議席獲得に至るか、50の選挙区で1%の得票を得るかしないと、次回選挙にあたって公的助成を受けられないからである<sup>35</sup>。

24名のうち2名のみが、得票率2%を超えた。PPの全候補中で最高の2.85%（595票）を得票したのが、注24で前出のイザベル・ロバンである。彼女は外国に住むフランス人のための在外第7選挙区（ドイツ、オーストリアと中東欧の計16ヶ国）から出た。フランス本土の1位は、アルザス地方のアントワヌ・ヴァルター（注27で前出）の2.41%（985票）であり、彼の選挙区も地理的にドイツに近い。共同代表のマクシム・ルケは全候補中4位の1.82%（966票）を得て、自身のブログに、選挙区で13名中7位だったのは「海賊党の未来にとって幸先のよい結果」と書いている<sup>36</sup>。リヨンのニコラ・ギヤールも0.9%（391票）と善戦した<sup>37</sup>。

(<http://legislatives.partipirate.org/2012/les-autres-mesures/>)

<sup>32</sup> クリエイティブ・コモンズ公式サイト（<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>）によれば、原作者のクレジットを表示することを条件に、営利目的の場合や二次的著作物の作成を含むあらゆる利用が自由でできるというライセンス。

<sup>33</sup> PP2012 選挙サイトより「すべての結果を見る」（<http://legislatives.partipirate.org/2012/voir-tous-les-resultats/>）。

<sup>34</sup> 大手民放テレビ局 TF1 の選挙特設サイトより「フランスの海賊党”バグ”る」

(<http://lci.tf1.fr/politique/elections-legislatives/legislatives-le-parti-pirate-de-france-a-bogue-7346425.html>)、ル・モンド紙ウェブサイトより「海賊党躍進ならず」

([http://www.lemonde.fr/politique/article/2012/06/11/pas-de-percee-aux-legislatives-pour-le-parti-pirate\\_1716154\\_823448.html](http://www.lemonde.fr/politique/article/2012/06/11/pas-de-percee-aux-legislatives-pour-le-parti-pirate_1716154_823448.html))。

<sup>35</sup> 選挙会計・政治資金委員会(CNCCFP)公式サイトより「選挙資金の調達および上限と政党の資金調達に関する 2008 年 1 月 7 日の通達 NOR/INT/A/08/00005/C」

([http://www.cnccfp.fr/docs/partis/circulaires/20080107\\_INTA0800005C.pdf](http://www.cnccfp.fr/docs/partis/circulaires/20080107_INTA0800005C.pdf))16 頁 1.1.1。

<sup>36</sup> 「第2回投票に際しての立ち位置」（<http://www.candidatscitoyens.org/rouquet2012/2012/06/15/positionnement-pour-le-second-tour/>）。

<sup>37</sup> 以上の選挙結果は、前掲注 33 とフランス内務省サイト内「2012 年 6 月国民議会議員選挙結果」（[http://www.interieur.gouv.fr/sections/a\\_votre\\_service/resultats-elections/LG2012/index.html](http://www.interieur.gouv.fr/sections/a_votre_service/resultats-elections/LG2012/index.html)）による。

こうしてPPの候補者は全員第1回投票で姿を消したが、第2回投票でその票はどこへ行ったのか。これについては、第1回投票の2日前にPP2012選挙サイトで、候補者と有権者に向けて公表された文書が参考になる。ここには、候補者は他党に吸収されないのはもとより連立も一切しないこと、有権者は2回とも棄権や白票は避けて自らの判断で投票すべきこと、候補者は自分の敗退後に他の候補者への投票を呼びかけないこと、しかし、PPの主張と最も遠い候補者への不投票は呼びかけてもよいことが書かれている<sup>38</sup>。実際にルケは、自らのイヴリーヌ第10選挙区で、2009-2010年補選の際と同じUMP候補者、PPの主張から最も遠いと名指しし、投票しないよう呼びかけた<sup>39</sup>。しかし、補選のときと異なり、この候補は約28,000票対約24,000票で、緑の党の候補に勝利している。

以上のように、PPは2012年の国民議会選挙で躍進したとはいえない。しかし、PPの政見放送（注28）は、公共放送のフランス・テレビジョンから全国に流れた。また、地方テレビ局に候補者が出演することもあった<sup>40</sup>。この選挙を通じて、PPはインターネットをあまり使わない人々の間でも知られ始めたと思われる。

PPを含む海賊党の主張には疑問もある。二次的著作物でもない単なる海賊版のファイル共有は、正面から合法と認めるに値する行為なのか。著作物伝達企業や集中管理団体は、創作者の利益を中間搾取するだけで、文化の創出と普及に、もはや何の役割も果たしていないのだろうか。創作者から譲渡された著作権<sup>41</sup>が、それらの企業や団体の収益をもたらすことは、非難に値するの。問題が大きすぎてすぐに答えが出ないが、少なくとも、出版・音楽・映画でそれぞれ事情が違うように思われる。分野ごとの詳細な研究が望まれる。

それでも、著作権や特許のあり方を綱領に掲げて、国政選挙に臨む全国的な組織があることの意義は大きい。世界に広がる海賊党やハクティビズム<sup>42</sup>からの根源的な批判に耐えてこそ、著作権法は真に人々のものとなるのではないだろうか。その意味で、PPをはじめとする海賊党の動向からは、今後も目が離せない。

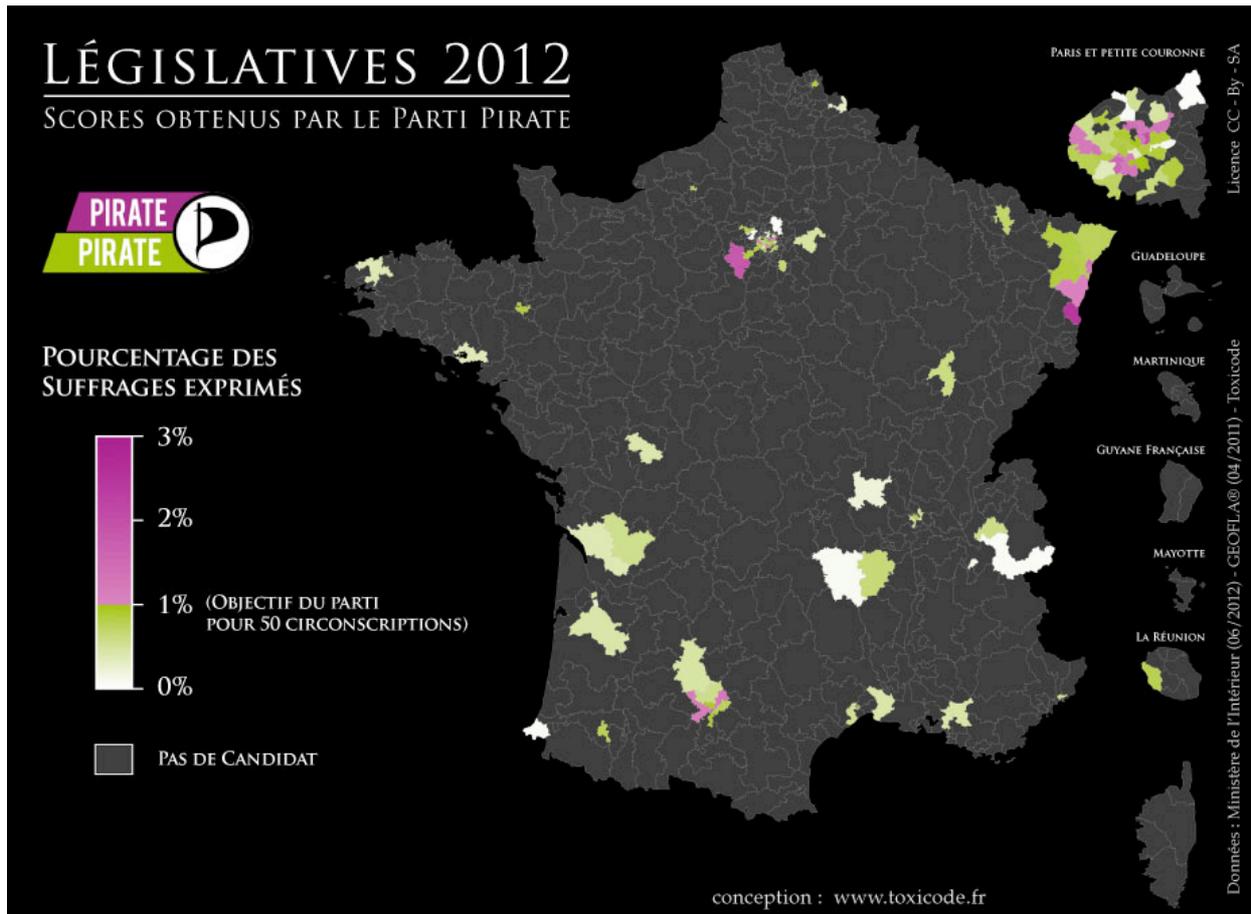
<sup>38</sup> PP2012 選挙サイトより「2回の投票における透明性戦略」（<http://legislatives.partipirate.org/2012/2012/06/08/transparence/>）。注 28 の 6 月 13 日の政見放送も同趣旨。

<sup>39</sup> 前掲注 36。

<sup>40</sup> 注 27 のヴァルターのブログに、複数の地方局に出演した際の動画が掲載されている。

<sup>41</sup> フランスの著作物伝達企業は、例外なく著作者から著作権譲渡を受けている。日本法に存在する譲渡（著作権法 61 条）と利用許諾（同 63 条）の区別が、フランスにはないからである。詳しくは拙稿「フランス法と著作権契約法コード」著作権契約法委員会『著作権契約法現行コード』（社）著作権情報センター附属著作権研究所研究叢書 No.21、2010 年）124 頁以下。

<sup>42</sup> ハッカーとアクティビズムを組み合わせた造語。塚越健司『ハクティビズムとは何か—ハッカーと社会運動—』（ソフトバンク新書、2012 年）。



(図1) 2012年国民議会選挙 海賊党の得票状況(www.toxicode.fr制作)  
 得票率1%までは白から緑に変化し、それを超えて3%までは、紫が次第に濃くなる。  
 50の選挙区で得票率1%に達することが党の目標である(注35参照)。

(2012年9月21日受付)  
 (2012年12月19日採録)